

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号						
許認可等の種類	保安検査機関の指定又は指定の更新	根拠条項	第35条第1項、第58条の30の2第2項						
審査基準	<p>法第58条の30の2第2項で準用する法第58条の20(指定の基準)各号に適合していること                  ただし、法第58条の30の2第2項で準用する法第58条の19(欠格条項)に該当しないこと</p>								
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課	交付機関	危機管理防災課	標準処理期間	25日	目次 NO
							標準経由期間	—日	